

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月1日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 1,045,740円

2 賠償の相手方

住所 \*\*\*\*\*

氏名 \*\*\*\*\*

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成25年4月22日午後1時20分ごろ

(2) 事故発生場所 ふじみ野市西二丁目10番25号

(3) 事故の内容 ふじみ野市立西小学校の図工室において、賠償の相手方の子が清掃活動中に雑巾掛けをしていたところ、老朽化した床の段差に引っ掛かったことにより前のめりになり、前歯を床に強打した。

(4) 被害の程度 左上切歯の破折

令和2年2月20日

ふじみ野市長 高 畑 博